



Title	コメント : 「本質的社会性」から「法」へと至る条件
Author(s)	尾崎, 一郎
Citation	新世代法政策学研究, 10, 145-150
Issue Date	2011-02
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/45068">https://hdl.handle.net/2115/45068</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	HJNGLP010_008.pdf



## コメント

### ——「本質的社会性」から「法」へと至る条件

尾崎 一郎

(尾崎) それでは私のコメントを申し述べたいと思います。山岸先生のご研究にコメントをするなんていうのは、ちょっと恐れ多くて昨日から寝付きが悪くて、緊張でたぶんアドリブでしゃべったら大変な事態になってしまおうと考えましたので原稿を作りました。それを基本的には読むという形でコメントをさせていただきたいと思います。

まず、門外漢による整理で恐縮ですが、今日のお話と、それから事前に指定されていた参考文献の論文、とりわけ2007年の方の論文を併せて、今日のお話のポイントを箇条書きで整理して、その上でコメントをしたいと思います。

そこで今日のお話ですが、第1に人間の心には進化の過程で発達した社会性が組み込まれている。

第2に、その1つに互酬性、利他性がある。一部の動物にも見られる直接的な互恵性や血縁者への利他行動にとどまらず非血縁関係者をも対象とし、かつ、間接的な交換を想定した互酬性、言い換えれば利他的な行動として、それは現れる。今日の指定参考文献の中では、generalized exchange とか、generalized reciprocity とか、indirect reciprocity という言葉で表現されているもの。

3番目に、それを規範や制度によって説明するのではなくて、進化の過程で発達した心理メカニズムとして考えることができる。

第4に、そのようなメカニズムが存在すること、また、それがどのように作用するかは、実験的に構築された最小条件集団実験などの心理学的実験で解明できる。

5番目に、同じグループに属するアイデンティティや連帯感で説明するソーシャル・アイデンティティ・セオリーというかつての有力説には問題がある。同じメンバーに属していても、相手がそのことを知らない状況、先ほどのプライベート・知識条件では、必ずしも利他行動を生まないことなどが実験で明らかになった。そもそも同じ集団のメンバーに対する評価と利他行動とは異なる心理メカニズムに根差していると考えられる。

6番目に、むしろ重要なのは一体感や帰属感などではなくて、行為者が他者との間にレシプロシティがあると予期していることである。お互いに同じグループに属していると知っている関係では、そのような予期が共有される可能性が高い。予期が行為者間で共有されていれば環境に適応的な行動としての利他行動が誘発され、その結果、予期は正しいことになるから、状況は循環的に維持されるということになる。

7番目に、しかし、そもそもなぜそのような予期を人間が抱かかにつき、指定参考文献の論文ではソーシャル・エクスチェンジ・ヒューリスティックという心理傾向の存在が仮説的に提示されていて大変興味深い、今日の話のポイントは、そこではなかったのでここではさしあたり措く。今日の報告が紹介する実験は、他者からの評判への関心が人間の心理に組み込まれているということを明らかにしている。評判の悪い人間は、主としてグループ内で作動する generalized exchange ないし indirect reciprocity のシステムから排除されてしまう（あるいは利他的行動の恩恵を受けられない）ことになるので、それは往々にして本人にとって重大な帰結をもたらす。従っておのずとレピュテーションに関心を持たざるを得ない。また人間にはフリーライダーのただ乗り行動や裏切り行動を敏感に察知する心理能力も組み込まれているらしいということも論文でも紹介されている。

8番目として、評判への関心が組み込まれているが故にモニタリング、文字通り人の目が効くということが、あの、目のデザインが施された実験でも明らかになっている。逆にモニタリングが十分になされていなかったり、「旅の恥はかき捨て」のように互酬性の環境を想定する必要のない他者の目だったりする場合は利他行動、協力行動は発現しない。

つまり、要約すれば、社会環境への進化的適応として、集団内での評判への関心と互酬性へのコミットメントと利他行動とが、いわば循環的に強化し合う関係において、人間の心理的なメカニズムとして発達していると

ということが明らかにされたのではないかと理解いたしました。

以上の整理を差し当たり踏まえてのコメントですが、まずそもそもこのような周到な理論と実験によって示される知見というものは端的に説得的でして、個人化社会とか無縁社会などということが最近よく言われる中であって、人間の心理メカニズムに実は社会性が組み込まれているのだという指摘は、社会科学の中でもエゴイストの果てしなき戦いにとりわけ深くかかわる[少なくとも現代では]学問分野である法学、政治学を専攻する私たちを元気づけてくれるのではないかかと思いました。[人によっては、新しい「自然法」の手がかりをつかんだと性急に考える人がいるかもしれません。]

以前この研究会で報告された一橋の内藤淳さんの進化倫理学では、利他行動を「自分の遺伝子」を残すのに合理的であるというメカニズムによって説明していたように記憶していますが、それは聞いていて、やや飛躍があるというか、巧みに言いくるめられている感がちょっとあったんですけども、今日のご議論は精密な実証科学の手法に立脚してなされており、そういう意味での妙な不安を抱かずに伺うことができました。

コメントの本体に入ります。以上整理したような、ヒトの心の「本質的社会性」を「法」へと結びつけていくための条件に関わる問いを、3つ申し上げます。

1つ目です。参考文献の2007年の論文の方でも最後に触れられていますし、ご共著での近著である『ネット評判社会』などでも指摘されている問題ですが、今日、指摘されたような基本的にはグループ内のモニタリングと評判によって支えられた協力行動、利他行動は、グループの境界があいまいになり、むしろ開放的な社会であることを求められる状況でどうなるのかという問題がまずあると思います。

裏切り行動の統制に関してグループ内部の取引費用は低いが、外部との関係における機会費用が高い既存の閉鎖的安心型社会から、内部の取引費用は高いが機会費用は低い開放的信頼型社会に移行することを求められているグローバルな取引社会において、あらためて今日紹介されたような心理メカニズムないし心理傾向というものは、どのような役割を果たすことになるのかということに興味を持ちます。

ご著書の『ネット評判社会』では、ネットオークションにおける出品者

に対する評価のような、相互評価システムの工夫などが紹介されます。それについての実験なども紹介されていましたが、そのようなある意味、人為的、制度的工夫で補完しないと、やはりいけない問題なのかということが気になります。進化の過程で組み込まれることになった社会性というのが、今日、明らかになっているわけですが、その限界がそこではあらわになるのかどうかということ、これが1つ目のコメントです。

2つ目のコメントは、これに関係するとか、ほとんど同じ問題なのですが、もう少し一般化しますならば、いわばグループ内の直接互惠性や間接互惠性をさらに超えて、今日明らかにされたような集団内での評判心理やモニタリングがうまく妥当しないような、より一般的な他者との関係において、互酬性ないし利他行動がどのように担保されるのかということが、ここでは問題になると思います。

先にも触れたネットオークションにおける相互評価制度のような制度的工夫で克服すべき問題なのか、あるいは人間心理に組み込まれた社会性の潜在能力に懸けるのか、それともここにおいてこそ法をはじめとする、あるいは法という、「規範」の出番となるのかということが、法学部サイドの人間としては気になるところであります。

ちなみにここで言う規範ないし法というのは、決して人間の心理メカニズムという自然に沿って構築された何かではなくて、むしろ自然に抗してでも貫徹されるもの、その意味では「不自然」なものとして、あえて維持されるものとして考えています。

この点、互酬性ということで想起するのは、やはりモースの『贈与論』です。確かにこの『贈与論』を読むと、法律上の権利を盾に一方的に要求を貫徹するような利己的な行動が横行している西洋の契約社会への批判とともに、「未開社会」における贈与の互酬性がロマンチックに著者自身によって称賛されている面がなくはないわけですし、それもあって法律学における古典的概念構成よりも、社会学的事実としての法秩序、法関係を重視すべきと説くタイプの議論によって、『贈与論』が援用されかねないという面があるわけですが、実は今から振り返って読むと、『贈与論』の重要性というのは、その逆であって、あそこでも指摘されていた、「贈られたものには魂があって、元の場所に戻ってきたがる」といったような科学的に見れば荒唐無稽な「理論」を、当該社会のメンバーが保持して、

その「理論」によって互酬性の関係が説明されているということであり、そして、そういう理論があることで直接的な交換（互惠）を超えた、場合によってはグループ外との間接的な交換、互酬性までもが「理論」の射程に入って来得たということであると考えられます。すなわちこの未開社会における「理論」は、1つには集団内のメカニズムとしての互酬性を一般化する潜在的可能性を包含していたということ、そしてもう1つは、まさに科学的な根拠を欠いた概念的構成を媒介として、事実ないし自然から乖離しているからこそ、事実を意味付け解釈し、その展開を批判、吟味していく根拠になり得たことが、あえて言えば重要であったと読むことができます。

そして、実はこれは法というものが、まさに<一般性>と<事実の意味付け、批判、吟味>という特徴を備えた「理論」であるということと関係して、あえてそう読んだわけなのですが、そうであるがゆえに、まさに法は開放的な社会、一般的な他者との関係を調整しなければならない社会、において利他性を担保する上で、やはり有用な道具たり得るのではないかと考えるわけです。

雑駁な私見を述べ過ぎました。いずれにしても参考文献では bounded generalized exchange と表現されているように、そこでは集団の境界がある程度分かっている中で、そのイングループでのレピュテーションに対してセンシティブであるという意味で、bounded という形容詞が来るわけですね。この修飾語が取り払われた、generalized exchange というのがいかに可能になるのかということについて、どうお考えか知りたいと考えます。これが2番目です。

最後に3番目のコメントです。これはやや言い掛かり的で外在的な質問ですが、法学が（も）大事にしてきた自由ないし自由意志の問題です。ネット・オークションにおけるモニタリングや相互評価の工夫の話などを読むにつけても、これは、今、流行のアーキテクチャー論とも一脈通じる、巧みな統治技術の話のようにも聞こえてしまいます。

やや遠い話になりますけれども、最近出た宇野重規さんの『〈私〉時代のデモクラシー』の中で、現代社会の1つの特徴として、個々の行為者が多様な相手に対して、絶えず説明責任を果たすことを求められ続けるオーディット文化という議論があるということが紹介されています。モニタリ

ングへのセンシティブティードころか、絶えず自分の方から行動を説明し続けなければならないというわけです。利他行動や協力行動を引き出すためとはいえ、上手に相互監視する仕組みを整えることに成功したとき、人間の自由はどこにいつてしまうのだろうかと考えるわけです。

もちろん、では例えば川島武宜が『近代社会と法』において、カントに想を得て提示した内面的自発性における規範の受容という形での「順法精神」に関して、内面的な自発性に立脚しているのだから、本当に自由の問題は発生しないのかといえば、そんなことはないわけです。また、この法学研究科のGCOEの「多元分散型統御」とは、もしかしたら多元分散型監視、バウマンらの言う、「シノプティコン」なのかもしれないので、人のことは言えないわけなのですが、目のデザインのあの実験スライドなどを見て、やっぱり真っ先に直感的に思い出すのは、「Big Brother is Watching You」のディストピアだったりするわけです。人間の心理の生得的な傾向に直接作用するように、しかし、参考文献で使われていた表現を借用するならば、subtleなやり方で、巧妙にいつの間にかモニターされている(あるいはモニターされていると思わされている)のだとしたら、主体的な自発性による規範の受容という一過程をクッションとして介在させる方が、まだましかなと感じてしまうのも事実です。このあたり、やや言い掛かり的な疑問ですけれども、山岸先生のお考えを伺えたら幸いです。以上でコメントを終わります。